

村上市長

高橋邦芳様

令和2年度 農業施策等に関する意見書

令和元年10月 8日

村上市農業委員会

会長 石山 章

村上市農業施策等に関する意見書

本市の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の発生等の様々な課題を抱え、大変厳しいものとなっております。また、昨年から行政による生産数量目標配分が廃止されたことで農家自らが「需要に応じた米生産」に取り組むことや、直接支払交付金が廃止になったこと等、稲作農家にとっては経営の転換期となっており、所得の向上に向け経営の複合化・スマート化を推し進めるとともに、優良農地の確保や新たな担い手の確保が急務となっております。

農業は、地域を支える産業であるだけでなく、農産物の生産活動を通じて、自然環境の保全につながり、農地は防災機能など多面的機能の維持にも役立っています。今後、農業における農地や環境を守り将来性のある産業として育てていくためにも、農業者自身の努力はもとより、行政による支援施策のさらなる充実と強化が必要です。

このような状況の中、農業委員会等に関する法律の改正により、「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須業務となりました。

これを受けて、地域の実態を踏まえた農地利用の最適化のための施策の推進や農業振興の実践に向け、農業委員及び推進委員が地区ごとに「農業者との話し合い活動」等の実践活動を行っております。

つきましては、農業委員会等に関する法律第 38 条に基づき、農地等の利用の最適化の推進にあたり村上市に対し以下のとおり農業施策等に関する意見を提出いたします。

市独自の施策の実施及び必要な予算の確保、並びに上部機関への働きかけ等につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 農地等の利用の最適化の推進について

(農地集積・集約化について)

- (1) 地域の営農活動が持続可能なものであるためには、担い手が効率的かつ安定的に農業経営が出来る環境を整備する必要があります。このため、条件不利農地の解消に向け農地中間管理機構関連整備事業への取り組みを推進す

る地域につきましては、当該事業が确实かつ迅速に実施されますよう事業採択に向けた支援並びに財源の確保等に努めること。

- (2) 人・農地プランについては、課題への取り組み状況、改善策、達成度の管理を确实に行い、真に地域農業の「未来の設計図」となるよう実効性あるものとする。

(遊休農地対策について)

- (1) 耕作放棄地の再生利用については、これまで耕作放棄地再生利用緊急対策事業等により、再生作業等に係る支援が行われてきたところですが、平成30年度をもって事業が廃止されました。

県による「耕作放棄地再生作業支援事業」が新たに創設されましたので、耕作放棄地の発生防止と再生利用を図るため、村上市の農業者がこの事業に取り組めるよう有効な施策を検討すること。

(担い手の育成について)

- (1) 安定的な地域の営農活動推進のため、後継者の育成や法人化に向けた取り組みを着実に進めること。
- (2) 新規就農者に対する就農前の相談や研修、就農後の農業経営への支援については、関係機関をはじめベテラン農業者も交えた指導体制の構築を検討すること。

また、現在村上市が行っている「農業担い手支援事業」について、毎年新規に支援が受けられるよう十分な予算の確保を図ること。

2. 鳥獣害対策について

- (1) 電気柵等の設置への支援の継続、並びに既設の電気柵の補修・修理への支援の拡充を図ること。
- (2) 近年イノシシによる農作物被害が深刻化していることから、侵入防止策の充実のみならず、有害鳥獣捕獲等による個体数の減少策などの駆除対策の拡大を図ること。
- (3) 狩猟者の担い手確保のための支援の継続と充実を図ること。

3. 農業委員会の体制の確保等について

- (1) 村上市農業委員会は、県下で最も広い農地面積を抱えており、農地法に基づく各種の手続きや農地相談の件数は他市町村に比べて多くなっています。

また、農業委員会法等の改正による農業委員会の業務量の増加や、転用許可、農地中間管理事業などの新たな業務の追加等により事務局職員への事務負担が増加しております。

この中で、今後更に地域に密着した活動を展開していく必要があり、一定の活動水準を確保するうえでも、事務局体制の一層の強化を図ること。